

トリニダード・トバゴの個人通報事例

—— フォローアップの観点から ——

坂元茂樹

論文要旨

トリニダード・トバゴは、すでに一九九七年一〇月に選択議定書から脱退したジャマイカとともに、自由権規約委員会の個人通報制度の中で多くの違反認定を受けた国である。違反認定事例の多い同国は、同時に通報事例の見解で示された委員会の勧告の実施に応じない事例を多く抱えており、一九九〇年以降本格化したフォローアップ手続の対象国でもある。フォローアップ手続とは、一口で言えば、委員会の見解が締約国によってどのように受け入れられているか、換言すれば、勧告の遵守状況を調査・確認する手続きであり、見解の実効性を確保しようとするものである。

本論文は、一九九八年までに委員会が違反認定されたトリニダード・トバゴの主な個人通報事例を紹介し、併せて委員会と同国政府との間のフォローアップ手続の実態を紹介することを目的とするものである。

一 はじめに

トリニダード・トバゴは、すでに一九九七年一〇月に選択議定書から脱退したジャマイカとともに、自由権規約委員会（以下、委員会）の個人通報制度の中で多くの違反認定を受けた国である。⁽²⁾ そうした中で、同国は、一九九八年五月二六日、個人通報制度を定めた第一選択議定書を廃棄した。しかし、同日、「自由権規約委員会は、死刑囚に関するもので、その訴追・拘留・審理・有罪の判決・刑又は死刑の執行及びそれら

いずれかの事項に関わる通報を受理し、かつ検討する権限を有さない」旨の第一条に対する留保を伴い、再び同議定書に加入した。ところが、委員会が、トリニダード・トバゴの死刑囚による個人通報事例であるロウル・ケネディー事件⁴で、同国の第一選択議定書に対する留保を無効と判断したことを不満として、トリニダード・トバゴは再度、選択議定書を廃棄し、個人通報制度から脱退してしまった。違反認定事例の多い同国は、同時に通報事例の見解で示された委員会の勧告の実施に応じない事例を多く抱えており、一九九〇年以降本格化したフォローアップ手続の対象国でもある。同国の議定書の脱退という事態が今後のフォローアップ手続にどのような影響を与えるのか予断を許さないが、違反認定されたトリニダード・トバゴの個人通報事例の検討を行う前に、まずはフォローアップ手続について概観してみよう。

フォローアップ手続とは、一口で言えば、委員会の見解が締約国によってどのように受け入れられているか、換言すれば、勧告の遵守状況を調査・確認する手続であり、見解の実効性を確保しようとするものである。⁵ 実際、一九七九年の第七会期から二〇〇一年七月の第七二会期までの間に、委員会は三六八の見解を採択し、そのうち二六八の事例につき違反認定を行っている。その違反認定の数からもわかるように、委員会が自らの見解の履行状況に無関心であるわけにはいかない状況が生じている。⁶ この問題は、通報事例が一〇〇に達し、そのうち八五につき違反認定が行われていた第三七会期に委員会を取り上げられた。それまでは、締約国で委員会に対するフォローアップ状況に関する情報を寄せるのはわずかな国に限られており、逆に通報者からは委員会の見解にもかかわらず事態の状況に改善が見られないとか、適当な救済が与えられていないといった苦情が寄せられていた。そこで委員会は、フォローアップに関する措置を採択することを決定し、それらの措置を附属書XIに記載した。⁷ シャネ (C. Shane) 委員の後を受けて、二〇〇一年三月以来、フォローアップ委員会の特別報告者を務めている安藤仁介委員によれば、その内容は以下の通りである。すなわち、

〔1〕 委員会の見解が規約違反を認定した場合には、当事国がそれに対してとった措置に関する情報を六ヶ月以内に委員会へ寄せるよう、その見解自体の中で要請する。

〔2〕 六ヶ月以内に情報が寄せられなかった場合、または救済が与えられなかった旨の情報が寄せられた場合には、その事実を委員会が国際連合総会へ提出する年次報告書のなかで公表する。

〔3〕 さらに、規約と選択議定書の双方の当事国は、規約第四〇条に基づいて委員会に提出する政府報告書のなかで、委員会が採択した見解について被害者のためにとった措置に関する情報を含めるよう要請される。そのような情報が政府報告書に含まれていない場合には、委

員会が当該報告書を第四〇条のもとで審査する際に、その政府に対する「質問票」のなかにそのような情報を求める質問を加える」

というものである。そして委員会は、委員の中から「見解フォローアップ特別報告者」を選任し、

「(a) すべての苦情につき、委員会が採択した見解に対して当事国がとった行為に関する情報を得るために、当事国又は個人と連絡をとること、

(b) 委員会の報告者（年次報告書の作成にあたる Rapporteur のこと）を助けて、見解のフォローアップに関する詳細な情報を年次報告書に含めること、そして

(c) フォローアップ手続をより実効的にすべき方策について委員会に勧告すること」⁽⁸⁾

をその任務としたとされる。その後、一九九〇年七月二四日にフォード（J. Ford）委員が初代のフォローアップ特別報告者に指名され、翌年より締約国に対してフォローアップ情報を提供するように求めたのである。⁽⁹⁾

佐藤（文）教授によれば、このフォローアップ手続の法的根拠については、委員会が一九九三年の世界人権会議に提出した文書の中で、次のように説明されているという。⁽¹⁰⁾ すなわち、「フォローアップ活動は、委員会が選択議定書で委ねられた責任を果たすことを期待されるならば、その権限と両立するのみならず、本質的なものでさえある。選択議定書の前文は「規約」の目的およびその規定の実施を更に達成するために」通報を受理し、審査することを宣言する。このことは確実に、委員会がその見解に対する当事国の対応に関し当事国と対話をおこなうことを認める」とし、「更に、選択議定書五条一項の「審査する」(“consider”) の語は最終決定の採択までのみの事件の審査を意味するものとしてとらえられるのではなく、規約規定の実施を確保するために必要とみなされる任務に従事するという意味での審査としてとらえられる必要がある。当然のこととして、一定の事情においては、委員会の勧告する救済措置を与えないことは、規約規定の新規の侵害に至りうる」という法的構成をとるといっているのである。つまり、議定書中の「審査する」(“consider”) という文言を通報事例の審査に限定するのではなく、委員会の見解の履行状況の「審査」にまで拡大し、委員会が勧告した救済措置の遵守状況を確認しようというのである。

こうした議定書解釈の上に立って、一九九五年七月に採択された年次報告書は、初めて国別に分けたフォローアップ活動に関する包括的な報告を公表した。⁽¹²⁾ なお同報告書では、早速、ボリビア、ドミニカ共和国、赤道ギニア、フランス、ペルー、スリナム、ウルグアイ及びザイールが、回答を寄せていない国として国名を挙げて非難された。⁽¹³⁾ 第七二会期の終了時までには、一九八の見解につきフォローアップ情報が寄せられている

ものの、未だ七五の事例につき未回答の状況が続いている（ただし、そのうち一〇の事例については未だ回答期限が到来していない）。回答のうち、およそ三〇％は、締約国が委員会の見解の履行に意欲を示していたり、通報者に適当な救済を与える意欲を示しているという意味で、満足のゆく内容となっている。しかし、他の回答は、委員会の回答に全くか又は一部しか対応しておらず、満足のゆくものではなかった。いくつかの回答は、被害者が補償の請求を適切な時期までに行わなかったため、補償が支払われなかったことを指摘するに止まっている。なかには、委員会の認定そのものを争うものすらあるとされる。¹⁴⁾

本小論は、一九九八年までに委員会で違反認定されたトリニダード・トバゴの主な個人通報事例を紹介し、併せて委員会と同国政府との間のフォローアップ手続の実態を紹介することを目的とするものである。

一一 違反認定された個人通報事例

トリニダード・トバゴに関する個人通報事例は、注(2)で表記したように、かなりの数に昇るが、ここではフォローアップ協議の対象となった違反認定事例を中心に紹介したい。最初に、同国の通報事例の大半を占める死刑囚からの通報で、公正な裁判や刑務所での抑留状況の問題などを扱ったトリニダード・トバゴに関する個人通報事例の中でも、典型例ともいべきピント事件を紹介したい。

(1) ピント事件 (Pinto case, No. 232/1987)¹⁵⁾

委員会は、第三九会期の一九九〇年七月二〇日に本事件に関する見解を採択し、自由権規約第六条及び第一四条三項(d)の違反を認定した。通報者はピント (Daniel Pinto) 氏というトリニダード・トバゴ市民で、同国のポート・オブ・スペインの国立刑務所で死刑の執行を待っていた。¹⁶⁾ 事件の概要は、以下の通りである。

(事件の概要)

通報者は、一九八二年二月一八日午前一時二〇分にアリマで逮捕された。逮捕容疑は、前日に起ったミッチェル・ゴンザレス (M. Gonzalez) という人物の殺害容疑である。彼の裁判は、一九八五年六月三日から一四日にかけて、ポート・オブ・スペインのアシーズ裁判所

で行われた。その結果、一九八五年六月一四日、彼は有罪とされ死刑を宣告された。一九八六年七月一八日、控訴審での彼の訴えは棄却された。通報者によれば、一九八二年二月一七日の夜、彼は五人の男性に襲われ重傷を負った。襲われた時に、相手方の一人が、彼を刺そうとしたが、偶然仲間の一人を刺してしまい、その後刺された男は死亡した。他方、検察の主張によれば、犯行の夜、通報者は五人の男に近づき、その中のゴンザレス氏にナイフを振り回し、彼を二度刺したという。

通報者の主張によれば、彼を襲ったとされる四人が検察側の証人となったため、彼は公平な裁判を受けられなかったという。さらに、彼の弁護を命ぜられた弁護士が、十分な弁護活動を行わなかったとも主張する。弁護士は、公判に先立って彼の意見を聞こうともせず、公判中もメモをとらないし、何の意見も異議も表明せず、積極的な弁護を行わなかったというのである。さらに通報者によれば、判決が言い渡された後、公判記録が不当に書き換えられたという。公判中、彼は自らの無罪を主張した。

委員会は、一九八七年七月二二日の決定で、情報の提供を求めて、この通報を締約国に送付した。また、手続規則八六⁽¹⁷⁾に従って、同国に対し、通報の受理可能性につき委員会が検討を行う前に、通報者の死刑を執行しないよう仮保全措置を要請した。通報者に対しては、手続規則九一⁽¹⁸⁾に従って、詳細な情報の提供を求めた。通報者は、一九八七年八月一八日付の文書で、枢密院司法委員会への上告を申請したことを明らかにした。彼はさらに、トリニダード・トバゴの司法手続の不備を主張した。彼によれば、一九八六年に枢密院司法委員会に対し特別許可を求めたにもかかわらず、二年たっても枢密院は同国の控訴審から必要な資料や記録を受理していなかった。その後、通報者は、一九八八年六月一三日付の文書で、枢密院司法委員会への申請が却下されたことを伝えてきた。⁽¹⁹⁾ さらに一九八八年二月一四日付の文書では、検事局、国家保安省、外務省などのトリニダード・トバゴの国内機関へ提出した申立に対して、何らの回答もないと述べた。枢密院司法委員会の特別許可申請却下の後、通報者は恩赦委員会への申請を行ったが、回答はなかったという。⁽²⁰⁾

(受理可能性)

委員会は、検討中の問題につき締約国からの協力が全く得られなかったことに懸念を表明した。国内的救済完了の要件について、締約国は一切の情報を提供しなかった。委員会は、入手した情報に基づいて、通報者には実効的な国内的救済手段はなかったと判断し、通報は受理可能と決定した。⁽²¹⁾

(本案)

本案に関する締約国の見解の提出期限は一九九〇年二月一七日だったが、何の回答も得られなかった。ただし、締約国は、一九九〇年三月一二日付の公文で、当該事件の裁判所記録を提出した。この中には、証拠のメモ、裁判官による事件要点的指示、判決と量刑に対する控訴許可申請、控訴審裁判官の判決などがあつたが、これらは、二年前の受理段階で委員会が提出を求めていた文書であつた。通報者は、通報が認められた後に提出した多くの資料のなかで、自らの事例についてさらに詳しい情報を提供した。これらの資料から、主に三つの点が明らかになった。彼はまず、公正な裁判が受けられなかったこと、そして裁判官による陪審員への指示が十分でなかったことをあげた。通報者は、第一審及び控訴審で彼の弁護人が十分な弁護を行わなかったことを再度主張した。ポート・オブ・スペインのアシーズ裁判所で彼の弁護をしたI・K氏は、今回の事件に全く興味を示さず、検察が提出した証拠に対して異議を申立てることもなく、公判中ずっと消極的な弁護しか行わなかったと主張した。さらに、このI・K氏と控訴の準備について話し合ったこともなかった。通報者によれば、この弁護人は、一九八九年春、死刑囚に対する迅速な刑の執行を要求するいくつかの声明を発表したとされる。また、通報者は、死刑の執行を待つ自らの抑留状況についても問題があつたと指摘した。彼によれば、数年間にわたって歯の治療が必要だったにもかかわらず、刑務所当局は、治療費を支払う余裕がないと彼に対して繰り返し主張したという。もっと一般的なことをあげれば、刑の執行を待つ間、病気の治療もなかなか受けられなかったばかりでなく、このような事態を公言すれば、かならず刑務所当局からひどい仕打ちを受けたという。

本件通報の内容について、締約国から一切の情報提供はなかった。選択議定書第四条二項は、締約国に対し、本国及びその司法機関に対して主張された規約違反について誠実に調査すること、委員会に対して入手可能な情報を全て提出することを求めている。こうした状況では、委員会は通報者の主張に重きを置かざるを得ない。

委員会は、通報者が、陪審員に対して裁判官が偏見に満ちた指示を行ったことだけでなく、裁判官が証拠を十分に評価しなかったと主張している点に注目する。さらに委員会は、規約第一四条が公正な裁判を受ける権利を保障しているものの、個々の事例で事実や証拠の価値を判断するのは国内の控訴審裁判所である点を再確認した。裁判官による陪審員への指示が明らかに恣意的であるか、あるいは裁判拒否である場合を除けば、原則として、当該指示の評価は委員会の任務ではない。委員会は、死刑が宣告される可能性のある事例において、裁判官の指示には特に高い程度の完全性と公平性が求められるものと考える。ましてや被告が正当防衛を主張している事例で、このことがあてはまるのは当然である。

提出された資料を慎重に検討した結果、委員会は、一九八五年六月一日に裁判官が行った陪審員への指示は、恣意的でも裁判拒否にもあてはまらないと判断した。控訴審が判決で述べたように、裁判官は、検察側の主張も被告側の主張も完全かつ公正に陪審員に伝えた。それゆえ委員会は、裁判での証拠の評価は、第四条に違反していないと考える。

控訴審での通報者の弁護人の任命については、死刑が宣告される事例では、弁護人が自由に任命できなければならない。このことは、第一審のみならず控訴審にも適用される。今回の事例で問題となるのは、控訴裁判所が任命した弁護人につき、その弁護人が第一審で不十分な弁護しかなかったと考えた通報者が、拒否する権利があるかどうかという点である。通報者が、控訴の根拠を理解せず、これを承認していなかったこと、そして、弁護人と控訴審の準備のために話し合う機会が与えられなかった事実について異論はない。本件が死刑判決に関わる事例である点を考慮すれば、締約国は、たとえ裁判手続が遅れる事態になったとしても、控訴審での弁護のために別の弁護人を雇おうとする通報者の行為を受け入れるべきであった。委員会は、死刑が宣告される事例においては、十分かつ効果的に正義が実施されるような方法で、被告に対する法的扶助が与えられなければならないと考える。本件においては、こうした法的扶助が行われなかった。控訴審で、通報者が有効な弁護を受けられなかった点で、規約第一四条三項(d)の要件は満たされていない。

また、委員会は、規約の規定が遵守されなかった裁判で宣告された死刑判決は、それについて控訴ができなかった場合、規約第六条違反になると考える。委員会が、一般的意見六(16)で明らかにしたように、死刑判決は法律に従って、かつ規約に違反しない形で宣告されなければならないとの規則にいう手続上の保障には、「独立した裁判所による公正な裁判を受ける権利、無実の推定、防禦のための最小限の保障、及び上級裁判所による再審理」が含まれており、これらは遵守されなければならない。⁽²²⁾ 本件では、第一四条に規定されている公正な裁判という要件が満たされないままに、死刑の宣告が行われたことから、規約第六条で保障されている権利が侵害されたと言わざるを得ない。

委員会は、自らが認定した事実から、同規約第六条及び第一四条三項(d)違反があったことは明らかだと認定する。委員会は、死刑が宣告される事例において、規約第一四条に規定されている公正な裁判のためのすべての保障を締約国が厳格に実行しなければならないことは、絶対的な義務であると考ええる。委員会は、第六条及び第一四条三項(d)違反の犠牲者であるピント氏には、釈放を含む救済を受ける権利があると考ええる。委員会は、自らの見解に関連して締約国がとった適切なすべての措置についての情報の入手を期待する⁽²³⁾、との見解を示したのである。

本事件は、トリニダード・トバゴの個人通報事例に多く見られる、不公正な裁判に基づいて死刑判決を受けたという事例である。委員会は、こうした不公正な裁判が「自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防禦する」権利を認め、第一四条三項(d)の違反を構成することはもちろん、こうした不公正な裁判に基づく死刑判決は恣意的に生命に対する権利を奪われなかったとした第六条の違反も同時に構成すると認定したのである。もっとも、こうした委員会の論理構成にヴェナーグレン委員(B. Wennergren)は反対する個別意見を付した。長くなるが、他の人権機関による本主題の考え方との比較がなされており、参考になると思われるので紹介したい。彼は、

「ウィーン条約法条約は、条約の規定は、条約の文言に与えられるべき、つまり条約の内容、条約の趣旨及び目的に照らして与えられる通常の意味に従って解釈されなければならないと規定している。規約第六条二項の趣旨及び目的は明らかである。すなわち、死刑の適用を限定することにあるのである。準備作業は、死刑を科す権限をもつ国内法が従わなければならない判断基準としてこれを位置付けている。この判断基準は多くの必要条件からなっているが、その中には、規約の他の規定でも明記されている保障を明らかにしたものもある。

こうした必要条件は、第一四条一項に規定されている。すなわち、(a)「最も重大な犯罪にのみ適用されなければならないこと」、(b)「犯罪が行われた時に効力を有していた法律にのみ従わなければならないこと」、(c)「権限ある裁判所による確定判決によってのみ下されたものでなければならないこと」である。同様の要件は、米州人権条約にも見られる。同条約によれば、死刑は、「最も重大な犯罪に対して、権限ある裁判所が下した最終判決によって、犯罪遂行時以前に施行された法律に従って科せられねばならない」。ヨーロッパ人権条約第二條は、ここまで完璧に規定していない。同条約は単に、「何人も、故意にその生命を奪われぬ。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判所の言い渡しを執行する場合は、この限りではない」と述べるに止まる。その結果、ヨーロッパ人権条約は、他の諸規定に比べ、国家によるすべての意図的な生命の剝奪から個人を守るという目的に焦点をおいている。

自由権規約第六條二項は、ヨーロッパ人権条約にも米州人権条約にもない必要条件を加えている。すなわち、(d)「この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない」ことである。後者の条約には、集団殺害という文言に含まれるすべての殺戮行為―例えば死刑判決後の刑の執行も該当する―を禁止した規定がいくつもある。自由権規約第六條五項では、一八歳以下の者による犯罪に死刑を適用することも禁止している。つまり、必要条件(d)が、何よりも自由権規約とジェノサイド条約にある死刑判決の適用及び執行に関する諸規定に照準を置いているのは明らかである。しかし、規約の他の規定にも適用できるように理解されうる。つまり、死刑判決の

適用そのものに関する規定だけに適用されるのではなく、例えば第二六条にも適用できるように理解されうることは、そうした一般的な文言が用いられていることから明らかである。本件において、委員会はそのように解釈し、裁判で死刑の確定判決が出た場合、公正な裁判を保障した第一四条に違反する行為は、第六条二項の違反としてもみなされなければならないと認定した。

私は、次のような理由から、委員会のこうした解釈の根拠を見出すことができない。すなわち、この必要条件が置かれた状況において一項ではなく二項、また同項の趣旨及び目的に照らせば、その項の特定の目的（五項と第二六条の遵守）以外に独立した重要性を付すべきであり、それは第六条五項ですでに明らかになっていることを強調しているとは考えにくいことである。準備作業に有益な指針を見出すことはできない。しかも、死刑を宣告された犯罪を捜査し、そのような犯罪で個人を有罪とし、当該個人にたいして裁判を行うことのできる国家の権限は、個人に死刑を宣告することのできる権限のみを規定した第六条二項の核心ではない。関連する権限は、一項の範疇に入る。その規定では、何人も恣意的に生命を奪われまいとされ、準備作業によれば、この文言は、「適法な手続きなしに」という表現よりも好ましいとされた。私は、死刑が下される場合に、第一四条で規定されている公正な裁判のための保障措置違反は、第六条二項違反にも該当するとみなしえないと考える。ただし、死刑判決が下される事例で生ずる不公正が最も深刻な事態を生むとする委員会の見解には賛成する。人の生命が危険にさらされた場合、すべての可能な予防措置並びに保障措置が効果的に行使されなければならない。ゆえに、そのような場合に発生する第一四条違反は、特に重大な規則違反となる。しかし、それだからといって、同じ行為が第六条二項違反を構成するとはいえない。仮に裁判が、真に公正な裁判としての性格をもたず、むしろ裁判もどきのものであって、適法な手続の持つ崇高な性質が欠けている場合にのみ、規約第一四条違反の行為が同時に第六条にも違反しているという事態、すなわち、第六条一項の違反が発生する。

本件での裁判が極めて不十分であったことは明らかだが、私の意見では、当該裁判が恣意的であったとするほどの不公正があったと判断できるだけの資料は入手できなかった。これに関連して、不十分な裁判を理由にした上告の特別許可の申請が通報者から枢密院司法委員会に届いていたものの、同委員会が許可を出さなかったことを明らかにしておこう。ゆえに結論として、私は、米州人権条約及びヨーロッパ人権条約に基づく場合と同じく、公正な裁判の保障の侵害は、それ自身では、死刑の宣告に関する規定違反とはなりえないと考える⁽²⁴⁾。

というのである。トリニダード・トバゴの国内裁判所の手続と内容が、第一四条違反と同時に第六条違反をも構成するような「裁判もどき」ではなかったというのである。不十分なものであったかも知れないが、恣意的であったとするほど不公正なものでなかったというのである。つ

まり、「恣意的」の敷居をどこに置くかの問題でもある。換言すれば、多数派との違いはトリニダード・トバゴの国内裁判所の手続と実態に対する評価の相違に起因していると思われる。

いずれにしろ、本件では第一四条の公正な裁判の要件が満たされずに死刑宣告が行われた場合には、同時に第六条違反を構成するという立場が委員会によって採用された。なお委員会は、第一四条の訴訟手続上の権利が侵害された場合には、第一四条の定める手続上の保障での新しい訴訟機会を付与するか、それができなければ釈放を命じる傾向にある。²⁵ 釈放を命じた本事件も、そうしたものの一例とみなすことができる。同様の事例は、トリニダード・トバゴではたびたび個人通報の対象とされた。そうした例の一つとして、次にスーグリム事件を見てみよう。

(2) スーグリム事件 (Soogrim case, No. 362/1989)²⁶

委員会は、第四七会期の一九九三年四月八日に見解を採択し、本通報事例につき、規約第七条及び第一〇条一項の違反認定を行った。通報者 (B. Soogrim) はトリニダード・トバゴの市民で、ポート・オブ・スペインの国立刑務所で刑の執行を待っていた。申立によれば、トリニダード・トバゴは、規約第七条、第九条二項、第一〇条及び第一四条一項・三項^(g)に違反したとされる。²⁷ 事件の概要は、以下の通りである。

(事件の概要)

通報者は、一九七八年九月六日から七日の夜にかけて、カロニ郡のさとうきび畑で、ヘンダーソン・ヘンデュー (H. Hendy) なる人物を殺害した容疑で、同月七日に逮捕された。通報者は殺害への関与を一切否定した。通報者及び共犯とされるラメッシュ・マラハジ (R. Marajah) はポート・オブ・スペインの高等裁判所により殺人罪で有罪を宣告された。しかし、控訴審はこの判決を覆し差し戻しを命じたが、一九八四年六月二九日、再び有罪とされ死刑が宣告された。一九八五年七月九日、控訴も棄却された。その後、枢密院司法委員会に提出した特別申請も、一九八六年五月二二日に却下された。

通報者は、一九八六年に憲法上の申立 (constitutional motion) を行ったが、別の二つの事件が係属中であつたため延期された。通報者は、これにより国内的救済の申請が無期限に延期されたと主張した。実際、彼の審議は一九九一年一月七日に無期限に延期された。

申立によれば、通報者を有罪判決に導いたのは検察側の主要な証人である L・S であるが、彼女は共犯又は教唆を行った者であり、裁判官は彼女の証言の信憑性につき陪審員に適切な指示を行わなかったという。また、通報者は逮捕後、警察署で暴行を受け、殺害現場にいたと記載さ

れた供述書に無理やり署名されたという。さらに通報者は、ポート・オブ・スペインの刑務所で非人道的な処遇を受けたと主張する。一九八七年二月二日及び翌八八年九月二二日、看守から暴行を受け、また別の日には二週間もの間、寒い独房で裸で放置された。また、十分な運動がでず日光を浴びることができなかったため、関節炎になったと主張した。さらに、一〇年以上も死刑を待つ身であったために視力が低下し、医者から治療を勧められたが、刑務所所長はこれを拒否した。また、家族との面会も制限されたとして、服役囚の処遇に関する国連の最低基準規則にも違反していると主張したのである。⁽²⁸⁾

(受理可能性)

委員会は、裁判所の証拠の評価と裁判官の陪審員への指示に対する主張は、原則として国内の上告審が評価すべきものであり、申立のこの部分は許容されないとした。また第九条に基づく申立も許容性を立証できるほど堅固なものではなかったとした。結局、委員会は、第七条、第一〇条及び第一四條三項(e)に基づく申立を受理可能とした。その後、締約国により、通報者は弁護士からの法的扶助を受け、基本的な救済を受けている旨の報告があり、委員会は自らの判断を覆し、第一四條に関する申立についての受理可能性を否定した。⁽²⁹⁾

(本案)

委員会は、上記に照らし、規約第七条及び第一〇条に基づく主張について、本案の検討を行った。一九九二年二月一日及び二七日付の文書で、締約国は、通報者の申立には根拠がないとした。この文書には刑務所所長の報告書が添えられていた。一九九一年一月二〇日付の同報告書は、一九八七年二月二日と翌八八年九月二二日に規律違反を犯した通報者をおとなくさせるために、刑務官が合理的な実力を行使したことは認めるが、通報者が二週間もの間独房で裸のまま放置されたという事実はなかったとする。さらに、刑務所の状況については、規程により、囚人は一日一時間屋外に出ることが許されていると述べる。また、刑務所の健康記録では、通報者は慢性的な関節炎ではなかったし、高血圧を除けば健康であったとする。片方の視力が落ちたという通報者の主張についても、眼科で治療を受け、めがねをかけるようになったとする。

これに対し、通報者は、刑務所規程があったとしても、人員不足を理由に、実際には一週間に一時間しか外にでられなかったと主張した。規律違反云々は、通報者に対する違法な暴力行為を隠すためのもつちあげにすぎないとした。また、独房の件も真実で目撃者もいると主張した。争点は二つある。(a) 通報者は非人道的又は劣悪な処遇を受けたかどうか、(b) 通報者の置かれた状況は第一〇条違反にあたるかどうかである。委員会は、通報者と締約国の主張を検討し、各々の信憑性を判断せねばならない。通報者は正確に状況を述べ、暴行を働いた人物を特定した。

委員会は、通報者が数回にわたって刑務官に殴られたという事実につき、規約第七条及び第一〇条一項違反であると判断する、通報者は、適当な補償を含めた救済を受ける権利を有する。締約国は今後、同様の違反が二度と起こらないようにしなければならない。委員会は、締約国が委員会の判断に鑑みて、自らがとった関連の措置について九〇日以内に報告するよう希望するとした。以上が勧告の内容である。

勧告の最後の一文は、他の通報事例にも共通にみられるものである。このように違反認定事例では、委員会が、九〇日以内に締約国が委員会の見解に効果をもたせるためにどのような措置をとったか情報を求める例が増えている。その意味では、前述した六ヶ月以内という基準よりも短縮されていることがわかる。すなわち、違反認定を受けた事例では、「締約国は、通報者に適当な救済を与える義務があり、将来同様な違反が生じないように必要な措置をとる義務がある。委員会は、締約国が委員会の見解に効果をもたせるための措置についての情報を九〇日以内に提供することを希望する」というパターン⁽³⁰⁾の勧告が一般化しているといえよう。

さらに、本事件で示されたように、第一四條違反の申立に絡んで、国内の裁判所の証拠や証言の評価、あるいは裁判官の陪審員への指示の評価の問題が提起された場合、委員会は一貫して、それは国内の上告審の役割であるとして、そうした申立の受理可能性を否定している。委員会が、国内裁判所に対するいわゆる「第四審」でない以上、当然の態度といえよう。本事件でも、委員会のそうした姿勢は堅持されている。同様の立場が、次のシャルト事件でも採用され、例外的に委員会が受理しうる場合の基準が示された。次に、この事件を見てみよう。

(3) シャルト事件 (Shalto case, No. 447/1991)⁽³¹⁾

委員会は、第五三会期の一九九五年四月四日に見解を採択し、本通報事例につき、規約第九条三項及び第一四條三項(c)の違反認定を行った。通報者は、レロイ・シャルト (Leroy Shalto) とゴットリニダード・トバゴ市民であり、通報時にはポート・オブ・スペインの国立刑務所で刑の執行を待っていた。通報者は、自らが同国による規約違反の犠牲者であるという。しかし、どの規定に違反する行為があったかについては特定していない⁽³¹⁾。事件の概要は、以下の通りである。

(事件の概要)

通報者は、一九七八年九月二十八日、妻ロザリアの殺害容疑で逮捕された。一九八〇年一月二十六日、彼は死刑判決を受けた。一九八三年三月

二三日、控訴審はこの判決を棄却し、差し戻した。しかし、通報者は、再び殺人罪で死刑を宣告された。一九八八年四月二三日、控訴審は彼の控訴を棄却した。その後、枢密院司法委員会に提出された申請も、一九八九年一月九日に却下された。なお、一九九二年二月二日、通報者は死刑から終身刑に減刑された。

検察によれば、事件当日、通報者は妻が働いている店で夫婦喧嘩をし、逃げる妻に銃を発砲したとされる。裁判で、数人の目撃者がそうした証言を行った。他方、公判中の通報者の証言によれば、事件当日、別居中であった妻に子供の様子を聞きに行ったところ、妻は子供の父親は彼でないということ、また、当時店にいた「この警官」（妻が交際していたと通報者が考えるE巡査）の方が彼よりまじだといった。それを聞いた通報者は激昂し、銃を取り出した。これを取り上げようとする妻ともみあっているうちに、銃が暴発し妻は致命傷を負ったというのである。

申立によれば、裁判官は陪審員に指示を与える際、法的には「言葉だけでは挑発したことにはならない」と述べ、陪審員に予断を与えた。その結果、挑発された結果の故殺という判決が彼に下される可能性はなくなったという。いずれにしろ通報者は、具体的に規約のどの条文に違反する行為があったのかを明らかにしていないが、差戻審の遅延が第九条三項及び第一四条三項(c)に基づき問題になると思われた。

締約国は、一九九二年一月三〇日付の文書で委員会の管轄権に触れ、次のように述べた。すなわち、国内裁判所で明らかになった事実や証拠を評価し、裁判所による国内法の解釈を見直すのは委員会の仕事ではなく、締約国の控訴裁判所の仕事である。さらに、裁判官による陪審員への指示が明らかに恣意的又は裁判拒否に相当する、あるいは裁判官が明らかに公平義務を怠った場合を除き、担当裁判官の指示の評価は委員会ではなく、控訴裁判所が行うべきだとの委員会の判例 (jurisprudence) にも言及した。したがって、通報は受理できないと主張した。これに対し、通報者は、彼が刑務所で一四年間過ごし、最後の六年間は死刑の執行を待つ身であったことを考慮するように委員会に求めたのである。⁽³²⁾

(受理可能性)

委員会によれば、締約国は、差し戻しを命じた一九八三年三月二三日の控訴審の判決から、一九八七年一月二〇日までの差戻審の開始までの遅延についてさらなる情報を提供しなかった。委員会は、この遅延は規約第九条三項及び第一四条三項(c)に関して問題になりうるとし、本家で検討されるべきであると考えた。この結果、一九九四年三月一七日、申立のこの部分につき受理可能であると宣言した。⁽³³⁾

(本案)

受理可能性の決定後、本申立の争点につき締約国は何らの情報も提供しなかった。委員会は、選択議定書第四条二項は、締約国が自らに対し

提出された主張を誠実に検討し、入手可能な全ての情報を委員会に提供せねばならないことを規定していることを想起した。本件において、締約国が委員会に協力的でなかった事実を照らし、通報者の申立の中で実証された限りに限って、それに相当な考慮が払われなければならない。

一九八三年三月二三日の控訴審で、通報者に対する有罪判決が覆され差し戻されたが、差し戻審は一九八七年一月二一日に開始され、最終的には再び殺人罪で通報者を有罪とした。規約第一四三項(c)によれば、すべての者は、その刑事上の罪の決定について、「不当に遅延することなく裁判を受ける」権利を有しており、また第九三項(c)によれば、刑事上の罪に問われて拘留された者は、適切な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。結論として委員会は、控訴審の判決から差戻審の裁判までのほぼ四年に及ぶ遅延—その間、通報者は拘留されたままだった—について、これを正当なものと立証する締約国からの説明がない以上、これは規約第九三項及び第一四三項(c)に違反すると判断する。締約国は、通報者に対し効果的な救済を行わなければならない。委員会は、通報者が一六年にわたって刑務所で過ごしている事実を鑑みて、通報者の早期釈放を検討しようとする締約国に勧告する、というものであった。⁽³⁴⁾

本事件では、事実や証拠の評価、さらには国内法の解釈の再検討は委員会の仕事ではなく、締約国の控訴裁判所の仕事であるとの締約国の主張が認められ、この点を確認された。さらに、裁判官の陪審員に対する指示の評価についても、明らかに恣意的な裁判拒否に相当するものでなければ、あるいは裁判官が明らかに公平義務を怠った場合にしか、委員会の検討の対象とならないというこれまでの判例が維持された。ここで示された基準に従えば、例えば、裁判官が陪審員に明らかに有罪を示唆するような指示を行わない限り、委員会が国内裁判所の裁判官の訴訟指揮に介入することはないということになる。この基準の敷居は極めて高いことがうかがえる。こうした原則的立場は、先に紹介したピント事件でも確認されていたし、G・S対ジャマイカ事件でも示された。すなわち、「委員会による、陪審裁判における裁判官による陪審員への特定の指示の再審理、又は一般的な偏向の訴えは、第一四三項の適用範囲を超えている」との見解が示されているのである。⁽³⁵⁾

本件では、通報者が通報時に、トリニダード・トバゴのどの行為が規約のどの条文に違反するかを具体的に明示していなかった(いわば通報の形式的受理要件を満たしていない)にもかかわらず、委員会はこの申立を門前払いすることなく、通報が示す具体的な事実関係から、規約第九三項及び第一四三項(c)の違反の問題が発生すると認定した点で注目される。なお、先に紹介したピント事件と同様に、本件では、規約第一四三項違反、すなわち、公正な裁判を経ないで科せられた死刑判決に対する救済措置として、死刑待ちの形で一六年間収容されたことに鑑みて、

即時釈放が勧告されている。こうした委員会の姿勢は、次のシーラタン事件でも維持された。次に、この事件を概観してみよう。

(4) シーラタン事件 (Secretarian case, No. 431/1990)⁽³⁶⁾

委員会は、第五会期の一九九五年一〇月二六日に見解を採択し、本通報事例につき、規約第一四条三項(c)の違反認定を行った。通報者はラル・シーラタン (Lal Secretarian) というトリニダード・トバゴの市民であり。現在ポート・オブ・スペインの国立刑務所に収監中で規約第一四条違反の犠牲者であると主張している。⁽³⁷⁾ 事件の概要は、以下の通りである。

(事件の概要)

一九八二年二月二七日、通報者は、前日に発生したモティエ・ラモータル (M. Ramoutar) 殺害に関し逮捕された。翌二八日、彼の容疑は謀殺とされた。一九八三年八月二九日、八ヶ月続いた予審の後、予審判事は、彼の容疑を謀殺から故殺に変更し、彼は釈放された。翌年九月一日、彼は再逮捕され、謀殺の容疑で訴追された。裁判は、一九八六年三月六日から一日にかけてポート・オブ・スペインの高等裁判所で開かれ、通報者は死刑を宣告された。

検察が依拠した被害者の息子の証言によれば、事件当日の午後七時頃、被害者の雇用人が酔って通報者の家に投石し、通報者や家族を脅していたところ、それをなだめようとしていた被害者を、通報者がもりのようなもので刺したと証言する。被害者の妻もこれを裏付ける証言をした。医師によれば、致命傷は凶器によるとされた。他方、通報者のために証言した彼の妻は、全く異なる状況を証言した。それによれば、通報者からかい、彼の家に投石したのは被害者とその家族であるというのである。彼女の証言に照らし、裁判官は陪審員に挑発という点も考慮するように求めた。

一九八七年三月九日、トリニダード・トバゴの控訴裁判所は、控訴を棄却した。枢密院司法委員会に対する特別許可申請も、翌年五月二六日に却下された。一九九二年二月三日、同月八日の死刑執行が許可された。その前日、弁護人は憲法上の申立を提出した。その根拠は、裁判遅延後の刑の執行は通報者の基本的人権を侵害するというものであった。なお、刑の執行は同様の争点で争われていた別の事件の憲法上の申立の結果が出るまで延期された。その後、一九九四年一月四日、大統領令によって死刑から終身刑に減刑された。この減刑は、ブラット及びモルガン対ジャマイカ事件の枢密院司法委員会の判決(一九九三年一月二日)⁽³⁸⁾を受けて行われた。

通報者は、彼の弁護人は十分な弁護を行わず、その結果、裁判は不公正であったと主張する。この公正な裁判でなかったと信ずるに足る要素として、本件では科学的証拠がないという事実がきわめて大きな意味をもつという。なぜなら、検察の主張の根拠は、暗くなりかけていた屋外で通報者が犯人だと特定した被害者の妻と息子の証言にある。ところが、この妻は近眼で当時めがねをかけていなかった。また、証人が被害者の身内であることや両家の家族の仲が険悪だったことを考えれば、証言の信頼性には十分疑問の余地がある。このような状況下では、裁判官は陪審員に対し「注意深く検討するように」指示してしかるべきであった。さらに、B、J、S・Pといった重要な目撃者が法廷で証言を求められず、通報者が逮捕され裁判にかけられるまで三年以上もかかっている。かかる裁判の遅延は、目撃者による犯人の特定が重要な争点である本件では特に許されない。これらは規約第一四条に違反すると主張するのである。³⁹⁾

(受理可能性)

一九九三年九月一〇日付の文書で、締約国は、通報者が本事件に関して全ての国内的救済を尽くしたことを確認した。委員会は証拠の評価及び裁判官の陪審員に対する指示の主張は許容しえないと判断した。裁判官による陪審員に対する指示が明らかに恣意的であったり、裁判拒否に相当するか、あるいは公平義務に明白に違反する場合を除き、事実や証拠の評価及び裁判官による指示の妥当性の判断は、原則として委員会ではなく締約国の控訴審が行うべきである。委員会に提出された資料からは、そのような問題はなかった。また、委員会の見解では、通報者は第一審及び第二審で弁護を担当した弁護人が十分な弁護を行わなかったという主張を十分裏付けることができなかった。

委員会は、この事件の発端となった一九八二年二月二七日の通報者の逮捕から一九八六年三月一日に有罪判決が下されるまでの間は、規約第一四条三項^(c)の下で問題になるとして、申立のこの部分については受理可能とした。⁴⁰⁾

(本案)

委員会は、締約国からは死刑を減刑したとの報告(一九九五年四月一九日付の文書)があったのみで、本申立の争点を明確にするだけの情報が提出されなかった事実特に留意する。本件では、締約国が委員会に協力的でなかったため、通報者の主張に相当な考慮が払われなければならない。

通報者は、一九八二年二月二七日に逮捕され、予審終了後の一九八三年八月二九日に釈放され、翌八四年九月一八日に再逮捕、一九八六年三月六日に裁判が開始され、同月一日に死刑判決を受けた。委員会は、締約国から何の説明もない以上、逮捕から三年以上のちに裁判が開始

されたという事実は、規約第一四条三項(c)の違反にあたると思われる。締約国は、規約第二条三項(a)に基づき、通報者に効果的な救済を与えなければならぬ。委員会は、同氏が一〇年以上も刑務所で暮らしており、しかもそのうち七年九ヶ月は死刑待ちの状態であったことに鑑み、同氏の即時釈放を勧告した⁽⁴¹⁾。以上が事件のあらましである。

規約第一四条三項(c)は、「不当に遅延することなく裁判を受けること」を保障しているが、委員会は「逮捕から三年以上のち」の裁判はこれに違反すると認定したわけである。この規定は、逮捕後、「適切な期間内に裁判を受ける権利」を保障する第九条三項とオーバーラップするが、第九条三項がもっぱら裁判前の拘留期間の長さのみを規定するのに対して、第一四条三項(c)は、その一般的意見(二三(2))に従えば、「裁判の開始されるべき時に関係するのみでなく、裁判が終結しかつ判決が言渡される時にも関係する。すなわち、あらゆる段階が『不当に遅延することなく』行わなければならない⁽⁴²⁾」のである。そこに、相違が存在する。さらに、不当に遅延したかどうかは単純に時間の長さによって計られるのではなく、事件の事情や複雑さに左右される。実際、ウォルフ対パナマ事件⁽⁴³⁾では、詐欺事件における逮捕から判決言渡しまでの四年半の遅延が、第一四条三項(c)の違反とは認定されなかった。委員会は、詐欺の主張の調査は複雑であり、通報者が裁判手続が不必要に長すぎることを立証できなかったとの見解を示したのである⁽⁴⁴⁾。

なお、本事件では、第一四条違反に基づく死刑判決が大統領令によって終身刑に減刑されたが、委員会はそうした減刑では被害者の救済にならないとして、七年九ヶ月の間死刑待ちの状態であったことに鑑みて、即時釈放を勧告した。同様の争点で、次のネプチューン事件でも取り上げられたので、この点に関する委員会の態度について、もう少し検討を加えてみよう。

(5) ネプチューン事件 (Neptune case, No. 523/1992)⁽⁴⁵⁾

委員会は、第五七会期の一九九六年七月一六日に見解を採択し、本通報事例につき、規約第九条三項、第一〇条一項、第一四条三項(c)及び五項の違反認定を行った。事件の概要は、以下の通りである。

(事件の概要)

一九八五年一月七日、通報者は殺人の容疑で逮捕され、一九八八年五月二五日死刑を宣告された。有罪の決め手となったのは、通報者が、

胸に血のようなものを付けたまま、バーを飛び出していくのを見たという警察官の証言であった。その時、通報者はナイフを握っていた。通報者の供述によれば、被害者にナイフで襲われた通報者が、身を守ろうとしているときに、偶然にも被害者を刺したという。通報者によれば、事件当時、彼はその六ヶ月前に起きたバイク事故で脚を骨折しており、走れなかったという。病院から怪我の記録を入手するために弁護人を依頼したが、この弁護人は記録の入手を拒否したという。通報者によれば、彼の裁判のために指名された弁護人は、彼に弁護料を要求し、彼に金がないとわかると、接見して裁判の打ち合わせをしようとはしなかったという。

通報者は、担当の裁判官は事件当時検察庁長官の地位にあり、警察に対して通報者を殺人容疑で逮捕するよう命じており、公正な裁判を受ける権利を奪われたと主張する。裁判は一九八七年一〇月一日に始まる予定だったが、審理が一八回も延期され、そのうち一七回については、唯一の証人の行方がわからなかったため、検察官の要請で延期された。結局、一九八八年五月二〇日に審理は開始された。通報者は、一九八五年一月の逮捕以降、裁判が開始されるまで身柄を拘束されていた。

さらに通報者は、自分と同じ房にいた服役囚は、国家刑務所で非人道的な抑留状況に置かれたと主張した。服役囚は一日中狭い房（幅九フィート、長さ六フィート）に収容され、二、三週間に一度手錠をはめたまま三〇分だけ外にできることが許された。通報者は、自然光を浴びることができなかったため、失明したと申し出た。食事もひどく、服役囚に対する暴行は日常茶飯事であった。国内救済完了の要件に関して、通報者は、上訴審が自らの事件を判決してないと述べる。有罪判決の三ヶ月後、法律扶助の弁護人が再び上訴審での弁護人に割り当てられたが、通報者はこれを拒否した。三、四ヶ月後、新たな弁護人が選任されたが報酬を求めてきたので、三人目の弁護人を見つけた。しかし、二番目の弁護人が上訴審の書記から書類を受け取り弁護することを伝えてきた。そこで、通報者は、弁護人を選任する自らの権利が否定されたと主張した。一九九三年七月、通報者は遅くとも同年一月までには彼の上訴につき聴聞が開始される予定であることを告げられた。しかし、一九九五年一月二九日付の書簡で、通報者は未だこの聴聞が開始されていないことを伝えてきた。⁽⁴⁶⁾

(受理可能性)

第五三会期において、委員会は通報の受理可能性を検討した。委員会は、この点につき締約国の協力が得られないことに留意した。委員会は、裁判官が最初の検察官であったことを理由とする不公正な裁判であるとの申立は、その受理可能性につき十分な立証を行っていないとして、これを非許容とした。抑留状況が品位を傷つけるものであるとの申立及び裁判前の拘留が不合理に長期化しているとの申立、すなわち、第九条三

項、第一〇条一項、第一四条三項(c)及び五項に基づく通報については受理可能とした。⁽⁴⁷⁾

(本案)

一九九五年一月二四日付の書簡で、通報者の弁護士は、通報者の控訴が同年一月三日控訴裁判所によって棄却されたことを伝えてきた。なお、締約国の主張の提出期限は、一九九五年一月一日であった。同月一〇日に、締約国から期限を一ヶ月延長してほしいとの要請があった。一九九六年一月七日に、締約国に主張を提出するよう促したものの、何の主張も送られてこなかった。締約国からの情報が得られないため、通報の検討にあたっては、通報者の主張が立証されるかぎり、それに重きを置かざるを得ない。委員会によれば、通報者による抑留に関する情報はすべて真実であった。通報者が主張する抑留状態は、規約第一〇条一項に違反する。なぜなら、同条は、自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われると規定しているからである。委員会はさらに、通報者が一九八五年一月一七日に逮捕され、いくども休廷になった後、ようやく裁判が開始されたが、その間ずっと身柄を拘束されていたことを指摘した。こうした裁判の遅延は、第九条三項及び第一四条三項(c)に違反する。さらに通報者は、死刑判決がでた後、直ちに控訴した。しかし、委員会が入手した情報によれば、上級審がこの控訴を取り上げ棄却するまでに実に七年五ヶ月が経過していた。第一審の判決から上級審の審理までにこれほど時間がかかったことは、第一四条五項と併せ読み、第一四条三項(c)と両立しないように思われる。委員会は、提出された事実により、規約第九条三項、第一〇条一項、第一四条三項(c)及び五項の違反があったと認定する。

規約第二条三項(a)により、ネプチューン氏は効果的な救済を受ける資格がある。締約国は、通報者に対する死刑判決が終身刑に減刑されたことを明らかにした。委員会は、通報者が一〇年にわたって刑務所で暮らし、そのうち五年半は死刑の執行を待つ身であった事実を考慮して、通報者に対する十分な救済とは彼の即時釈放と、釈放されるまでの抑留状況の速やかな改善であると考えた。委員会は、同様の違反が二度と起こらないように、抑留状況全般を改善するよう締約国に勧告する。委員会は、九〇日以内に、委員会の見解を実施するためにとられた措置に関する情報を締約国から受け取ることを希望する、と勧告した。⁽⁴⁸⁾

このように委員会は、先の事件と同様、第一四条に違反して死刑判決が下されたとして、後に締約国が終身刑に減刑した場合であっても、か

かる終身刑という代替措置を拒否し、被害者がなお不当に拘禁中であるとして締約国に即時釈放を求めている。⁴⁹併せて、抑留状況全般の改善を求めている。また、このように違反認定された締約国には、将来の再発防止のための措置をとる義務があるという勧告をここでも一貫して行っている。

ところで、前述したように、トリニダード・トバゴの国内裁判所にとって上訴機関として存在する英国枢密院司法委員会は、ジャマイカの個人通報事例であるが、ブラット及びモルガン対ジャマイカ事件で、「死刑宣告の後五年以上たつて執行が行われた場合にはすべて、その遅延は『非人道的又は品位を傷つける刑罰又は取り扱い』を構成すると信ずる強い理由がある」と判決していた。⁵⁰薬師寺教授によれば、五年という期限は国内手続二年、国際手続三年を想定しているとされるが、要は死刑を残すのであれば可及的速やかに執行されなければならない、上訴について迅速に審理し、早い段階で法的扶助を与えなければならないと要求するのである。ジャマイカ憲法第一七条一項と同様、非人道的な処罰を禁ずる憲法第五条二項(b)の規定をもつトリニダード・トバゴとしては、死刑執行のための制度上の遅延の除去という観点から、本判決を上訴手続の迅速化の要請とみたわけである。トリニダード・トバゴは、こうした枢密院判決を人権に係る憲法上の制約として遵守しなければならず、また、他方で確定した死刑判決を執行する国の権限を維持したいとのジレンマに立たされた。そこで同国は、選択議定書の再加入に際して、自由権規約委員会の議長及び事務局と協議し、死刑事件に関する個人通報の登録後八ヶ月以内の審査の完了の保証を求めたとされる。しかし、委員会が、これを拒否したといわれている。その結果が本小論の冒頭の留保に連なつたわけである。同国は、個人通報を認めれば五年以内に手続が完了する保証がないと考えたのである。⁵¹当該留保が無効とされたことで、これまで委員会の個人通報審査権を認めてきた同国が、結果的に個人通報制度から離れることになつたのは誠に残念としかいいようがない。

ところで、注目すべきは、英国の枢密院判決とは異なり、委員会は、公正な裁判の結果、通報者が死刑執行まで長期に拘留されたという事実だけでは、第七条及び第一〇条の違反を構成することにはならないという立場を採用していることである。そこで、違反認定された事例ではないが、トリニダード・トバゴの個人通報事例の中で、この問題に関する委員会の見解を詳しく説明した事例としてピッカー事件が存在するので、次にこの事件を紹介してみたい。

(6) ビッカー事件 (Bickaroo case, No. 555/1993)⁽²⁵⁾

本件で争点になったのは、前述したように、通報者の死刑待ちの期間、すなわち一九七八年四月から一九九三年二月という長期の拘留が、規約第七条及び第一〇条の違反に該当するかどうかという問題である。委員会は、第六一会期の一九九七年一〇月二十九日に次のような見解を明らかにした。まず、事件の概要と多数意見の見解を見てみよう。

(事件の概要と本案)

弁護人は、通報者がポート・オブ・スペインの刑務所で死刑執行まで身柄を拘束された期間の長さだけを根拠に、規約違反があったと主張する。死刑執行まで、この事例ほど長く抑留された例は過去になく、それゆえ重大な問題であるというのである。しかし、委員会の先例では、死刑執行まで長い間拘束されたという事実だけでは、第七条及び第一〇条違反とはならない。委員会の詳しい見解は、ジョンソン対ジャマイカ事件⁽³³⁾での見解に明らかであるが、この問題の重要性に鑑みて、委員会は、自らの見解を明らかにするのが適当であると考えた。

死刑執行まで長期間拘束されたというだけで規約第七条及び第一〇条違反となるかどうかを判断するためには、次に述べる要素を考慮しなければならぬ。

- (a) 規約では、死刑の適用に厳格な制限を課しているが、死刑そのものを禁止していない。死刑執行まで身柄を拘束することは、それがいかにもごく非人道的なことに思えても、死刑判決から生ずる必然的な結果であり、それ自体は第七条及び第一〇条の違反とみなしえない。
- (b) 規約では死刑は禁止されていないが、委員会の考えでは、第六条は、「死刑廃止が望ましいと強く示唆する表現で、全体として死刑廃止に言及して」おり、この委員会の考えは第二選択議定書に反映されている。それゆえに、死刑への依存を減らすことは、規約の趣旨及び目的の一つと考えられる。
- (c) 先に述べた規約の諸規定は、規約の趣旨及び目的に照らして解釈されなければならない(条約法条約第三二条)。規約の趣旨及び目的の一つが、死刑の適用を減らすよう促すことであり、死刑を維持している締約国に死刑の適用を促すような規約の規定の解釈は、可能ならば避けるべきである。

こうした要素に照らして、我々は検討しなければならない。第一の、そして重要な意味合いは、締約国が死刑待ちで一定の期間を経過した死刑囚に死刑を執行した場合、この行為は規約違反にはならないが、そのままに放置したら規約違反になるということである。こうした結果をも

たらず規約の解釈は、規約の趣旨及び目的と合致する。死刑執行までの抑留期間を定めまいままでは、先に述べた意味合いを避けることはできないだろうし、その背後には死刑執行までの身柄の拘束が残虐で非人道的な処罰だという考えがある。時間的要素を決定的要素とする、つまり期間が長ければ規約違反となることの持つ意味は、死刑を維持している締約国に対し、死刑を科した後はできるだけ速やかに死刑を執行しなければならぬとのメッセージを伝えることである。このメッセージは、委員会が締約国に伝えたいと思っているメッセージではない。死刑執行を待つ生活は過酷ではあろうが、死ぬよりはましである。さらに経験から明らかのように、死刑執行の遅れはいくつかの要素が原因となった必然の結果であり、そうした要素の多くは締約国に責任がある。死刑執行まで長期間身柄を拘束すること自体は、規約に規定された残虐で非人道的な処遇又は処罰とみなしえないというアプローチをとることで、委員会は、死刑執行まで何年も身柄を拘束することが、死刑囚の処遇として許されるといった印象を与えないからである。しかし、死刑囚を長期間拘束することの残虐さは、規約で死刑が認められていることの結果である。こうした状況は、不幸な結果である。

死刑執行まで長期間身柄を拘束すること自体は第七条及び第一〇条違反にあたらぬとの点を容認することが意味するのは、死刑執行までの長期の抑留についての他の状況によって、こうした抑留が残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱いは刑罰とはならない場合が生ずるということではない。委員会の先例によれば、身柄の拘束に関するさらに過酷な状況があったと立証される場合、第七条及び／又は第一〇条一項違反となる。

本件の場合、弁護人は抑留期間が長かったことについて、そうした状況があったとは主張していない。委員会は、これ以上の要素に関する情報がない以上、先に述べた違反行為があったと認定することはできない。提供された事実から、トリニダード・トバゴに何らかの規約違反があったとは認められない。委員会は、一九九三年一月二日に、締約国当局が通報者に対する死刑の減刑を行ったことを歓迎する⁽⁵⁴⁾、との見解を示したのである。

第六条の存在を考えれば、多数意見のこの立場は一定の説得力をもつように思えるが、ポカール委員が個別意見を表明し、五名の委員がこれに賛成した⁽⁵⁵⁾。その票決の結果からも明らかかなように、委員会におけるこの問題に関する見解はまさに二分されているといえよう。その内容は、以下の通りである。

「委員会は今回も、死刑執行まで長期間にわたって身柄を拘束されること自体は、規約第七条違反にあたらぬとの見解を繰り返した。この見解は柔軟性に欠けており、その結果、個別の事例において、死刑執行まで長期にわたって身柄を拘束されることが、当該規定のいう残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱いにあたるかどうかを判断するうえで、委員会はそれぞれの事例の状況を検討できないことになる。こうしたアプローチをとれば、委員会は本件において、国内的救済を尽くした後、死刑執行までの間、ほぼ一六年／一八年間にわたって身柄を拘束されたことが規約第七条違反にあたることの認定は不可能との結論に達せざるをえない。我々はこの結論に同意できない。国内的救済が尽くされた後に、死刑執行までかくも長期間にわたって身柄を拘束し、その理由を締約国が明らかにしないままであったこと自体、残酷で非人道的な取り扱いである。締約国は、このような長期間の身柄の拘束について理由を明らかにすべきであった。しかし、本件において、こうした行為を正当化するだけの根拠を締約国は示していない。

委員会の多数の委員と同じく、死刑執行まで長期にわたって身柄を拘束すること自体は、規約第七条違反にあたらぬと考えたとしても、本件での通報状況は、どのような場合でも当該規定違反となるであろう。通報者が提出し、締約国も争っていない通報時の事実関係によれば、「一九九三年九月三〇日に、通報者の死刑を一九九三年一〇月五日に執行するとの許可が本人に対して読み上げられ……執行の延期が一九九三年一〇月四日の夜から五日にかけて認められた」。我々の見解では、このように長期間身柄を拘束した後には「死刑は執行されないのではないかと合理的な期待を締約国が死刑囚に抱かせていたときに――死刑囚に執行許可証を読み上げた上で、なおも死刑を執行しようとするのは、それ自体、規約第七条のいう残酷で非人道的な取り扱いにあたる。さらに、こうした行為があったということは、たとえこれまででの先例を再確認したいと望んだとしても、委員会は、本件において、死刑執行までの長期間にわたる身柄の拘束が規約第七条違反にあたる」と判断せざるを得ない状況である⁽⁵⁶⁾として、先の多数意見に反対する立場を表明した。

いずれにしろ、薬師寺教授の指摘にあるように、死刑房での死刑待ちの恐怖現象を時間の経過によって判断し、一定の期間の経過後は死刑自体を残酷な又は非人道的な刑罰に該当するとした枢密院判決やここに紹介した少数意見のアプローチと、単なる時間的経過だけでは死刑待ちの恐怖現象を残酷又は非人道的な刑罰又は取り扱いとはみなせないとする委員会の多数意見のアプローチとは相当な考えの開きがあるように思われる⁽⁵⁷⁾。たしかに、多数意見と少数意見は一二対六と現在では依然として差はあるものの、いつ両者の立場が逆転するか予断を許さない状況である。その意味で、今回の少数意見の立場が委員の改選等により多数になった場合には、仮に日本が選択議定書の締約国になった場合を想定すれば、

現在行われている長期間の拘留後の死刑執行という事態に鑑みれば、規約第七条違反の認定の可能性が排除されていないことになる。その意味で、この問題に関する委員会の判例の動向は今後とも注視する必要がある。

なお、少数意見の中で「一六年／一八年」という表記がでてくるのは、死刑囚としての死刑待ちの期間が一六年であったピッカー事件とともに、その期間がさらに長く一八年にも及んだラ・ヴェンデ事件でも委員会と同様の態度を採用したため、ポカール委員はこれを併せて批判しているからである。委員会の多数意見及び少数意見には重複の部分が多いので、その部分は省略するとして、締約国が法的扶助を与えなかった点が規約第一四条三項(d)の違反にあたることとされたラ・ヴェンデ事件を次に見てみよう。

(7) ラ・ヴェンデ事件 (La Vende case, No. 554/1993)⁽⁵⁹⁾

委員会は、第六一会期の一九九七年一〇月二九日に見解を採択し、本通報事例につき、規約第一四条三項(d)の違反認定を行った。通報者は、ロビンソン・ラ・ヴェンデ (Robinson La Vende) というトリニダード・トバゴ市民で、通報時ポート・オブ・スペイン国立刑務所で刑の執行を待っていた。申立によれば、彼はトリニダード・トバゴによる規約第七条、第一〇条一項及び第一四条三項(d)違反の被害者であるという。一九九三年一月三十一日、通報者は、死刑から終身刑に減刑された。これは、ブラット及びモルガン対ジャマイカ事件で、同年一月二日の枢密院司法委員会判決に明記された指針に基づいて行われた。⁽⁵⁹⁾ 事件の概要は、以下の通りである。

(事件の概要)

通報者は殺人罪で裁判にかけられ、一九七五年七月、死刑を宣告された。一九七七年一月二十八日、控訴裁判所は控訴を棄却した。一九七八年始め、通報者は枢密院司法委員会に上告できるように、トリニダード・トバゴの国家安全保障大臣に法的扶助を申請した。しかし、申立によれば、彼は上告の特別許可の申請を行うことができなかった。

一九九三年九月三〇日、一〇月五日に死刑の執行を行う旨が彼の面前で読み上げられた。同年一〇月一日、憲法上の申立が同国の高等裁判所に提出された。一九九三年一〇月四日の夜から五日朝の間に、刑の執行の延期が認められた。

通報者は、一九七五年に死刑を宣告されてから、死刑囚として刑の執行を待つことは、残虐な、非人道的若しくは品位を傷つける取り扱いにあたる主張する。通報者は、一九九三年一月三十一日に減刑されるまでの実に一八年間、死刑囚として過ごしてきた。彼の主張によれば、死

刑囚として過ごした月日は、自由を奪われた者はすべて人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱わなければならないと規定した第一〇条一項の規定に違反するという。また、これほど長期間身柄を拘束した後で死刑を執行することは、先の条文規定に反するとする。この主張の裏づけとして、弁護人は最近の判例を引用した。とくに、ジンバブエ最高裁判所の判決 (No. S. C. 73/93 of June 1993) やゾーリング事件でのヨーロッパ人権裁判所の判決、そしてブラット及びモルガン対ジャマイカ事件で弁護人が行った主張も引用した。さらに、締約国が上告の特別許可を枢密院司法委員会に申請するための法的扶助を通報者に与えなかったのは、第一四三条三項(d)の違反にもあたると主張する。委員会の判例によれば、法的扶助は死刑宣告を受けた囚人に利用可能とされねばならず、それは刑事手続のすべての段階に適用されるとされているからである (レイド対ジャマイカ事件 (No. 250/1987) の見解 (para. 11.4) 及びヘンリー対ジャマイカ事件 (No. 230/1987) の見解 (para. 8.3)⁽⁶⁰⁾)。

(受理可能性)

締約国は、一九九四年二月六日付の文書で、通報者が一九九三年一月三十一日に死刑から終身刑に減刑されたことを伝えた。締約国は、この減刑はブラット及びモルガン対ジャマイカ事件の枢密院司法委員会の判決の結果とした。委員会はこの情報を歓迎したものの、締約国がこの減刑によってはムートとならない通報者の請求の受理可能性につき何らの情報も見解も提供していないことに留意する。その結果、実証されている範囲において、通報者の主張に相当な重みを払わなければならない。一九九五年一月二日、委員会は、第七条、第一〇条一項及び第一四三条三項(d)と五項の下での問題につき、通報を受理可能と宣言した。⁽⁶¹⁾

(本案)

締約国の情報と見解の提出期限は一九九六年五月一六日だったが、締約国からは何の連絡もなかった。委員会は、締約国の非協力的な姿勢を遺憾に思う。委員会は、通報者からの情報に照らして検討を行う。まず最初に、委員会は、一九七五年七月から一九九三年一月までの一八年間、死刑囚として身柄を拘束されていたことが規約第七条及び第一〇条一項違反に該当するかどうかを判断しなければならない。結論として、死刑囚として拘束された期間の長さそれ自体は、規約第七条及び第一〇条一項違反の対象にならないという見解は、委員会の判例として残ると判断する(筆者注―この後、委員会はピッカー事件と同様、三つの要素を検討し、ほぼ同じ論理を展開する)。

第一四三条三項(d)に基づく主張については、通報者が枢密院司法委員会への上告特別許可を申請するための法的扶助を拒否されたことを、締約国は否定していない。委員会は、次の点につき、注意を喚起する。すなわち、法的扶助は死刑囚が行使できるものでなければならない。そして、

それは法的手続のすべての段階においてそうでなければならぬ。通報者は、憲法で保障された上告審での手続のための法的扶助を拒否された。委員会は、この拒否は規約第一四条三項(d)に違反すると考える。同規定は、上告審での救済のすべての段階に適用されるからである。第二三条三項(a)に基づき、通報者は効果的な救済を得る資格がある。委員会は、一九九三年二月三十一日の締約国当局による死刑の減刑を歓迎する一方、本件での効果的救済にはさらなる寛大な措置が含まれるべきである、と勧告した。⁽⁶²⁾

これに対してポカール委員が、先のピッカー事件と同様、死刑待ちの期間が一八年にも及んだ本件の場合には、それ自体規約第七条に違反するという見解をここでも繰り返した。⁽⁶³⁾ たしかに本件の場合、先の事件と同様、本人の面前で一度死刑執行の許可が読み上げられており、差し迫った執行への不安は決して小さいものではなかったと思われる。その後、委員会は、ペナント対ジャマイカ事件で、死刑執行許可後の「死刑待ちのための独房」(“a death cell”)での二週間に及ぶ拘禁は第七条とは両立し得ないとの見解を採用しており、新たな進展として注目される。⁽⁶⁴⁾ また、前述したように、本件では死刑囚に対して法的扶助が与えられなければならないことが改めて確認されており、この点も見逃してはならないであろう。⁽⁶⁵⁾

次に紹介するのは、トリニダード・トバゴの個人通報事例の中で、比較的多くみられる第九条三項絡みの通報である。すなわち、逮捕後の適切な期間内に裁判が開始されなかったとして、規約違反が認定されたエラヒー事件である。

(8) エラヒー事件 (Elahie case, No. 533/1993)⁽⁶⁶⁾

委員会は、第六〇会期の一九九七年七月二十八日に見解を採択し、本通報事例につき、規約第九条三項、第一〇条一項及び第一四条三項(c)の違反認定を行った。事件の概要は、以下の通りである。

(事件の概要)

通報者エラヒー (H. Elahie) は、トリニダード・トバゴの市民で、殺人とその他の容疑(殺人未遂等)で一九八六年七月六日に逮捕された。一九八六年一〇月二五日、予審が始まったが、その直後に担当の裁判官が汚職により停職となり、新たな裁判官が指名されたのは一九八八年二月二二日であった。そして彼の裁判は、同年五月二二日に始まった。⁽⁶⁷⁾

(受理可能性)

一九九五年三月二〇日付の文書で、締約国は、通報者が利用し得るすべての国内的救済を尽くしていることを確認した。委員会はこの点に留意した。さらに委員会は、通報者が、受理可能性の上で、裁判の遅延と保釈の機会のない拘留の継続が第九条三項及び一四三条三項(c)の下で問題を生じさせていると十分に立証していると考ええる。同年一〇月一二日、委員会は通報は受理可能であると決定した。⁽⁶⁸⁾

(本案)

委員会は、受理可能性の決定後、締約国からの情報の提供がないことに留意する。締約国の協力が得られない以上、立証されている範囲において、通報者の主張に相当な考慮が払われなければならない。一九九〇年一月一日に憲法上の申立が出され、その結果、通報者の起訴が破棄され、新たな予審が一九九一年三月一九日に始まった。一九九四年三月二五日、通報者は殺人罪で有罪を宣告された。結局、通報者は殺人罪で有罪とされるまで七年八ヶ月間身柄を拘束されていた。通報者は重労働を伴う懲役四年を命ぜられたが、これは彼がすでに抑留されていた期間を考慮したものである。委員会は、通報者が逮捕されたから裁判が開始されるまでの七年八ヶ月の期間について締約国から十分な説明がなかったことから、これは規約第九条三項及び第一四三条三項(c)に違反すると考える。なぜなら、抑留された者に対する裁判が合理的な期間に開始されなかったばかりか終了もしなかったこと、そして裁判そのものに不当な遅延があったからである。抑留状態と不当な取り扱いについての通報者の主張については、委員会は、締約国がそれに対する反駁のための情報を提供していないことに留意する。そのため、本件を検討するにあたっては、通報者の主張に頼らざるを得ない。委員会の見解では、通報者は人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われなかった。これは、第一〇一条一項に違反する。委員会は、提供された事実により、規約第一〇一条一項、第九条三項及び第一四三条三項(c)の違反があったと考える。

規約第二条に基づいて、締約国は、その領域内又はその管轄下にあるすべての個人に規約で認められた権利を確保すること、そして規約違反があった場合には、効果的で実行可能な救済を行わなければならないことを約束していることを念頭に置いて、委員会は、九〇日以内に、委員会の見解を実施するためにとられた措置に関する情報を締約国から受け取ることが希望する、と勧告した。⁽⁶⁹⁾

規約第一四三条三項(c)の違反は、しばしば第九条三項の裁判官等の「面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権

利又は釈放される権利を有する」の違反を伴うが、本事件はその典型例といえる。第九条三項の解釈の鍵となるのは「速やかに」(“promptly”)という文言であるが、委員会の一般的意見八(16)によれば、「たいていの締約国では、より厳密な期限が法によって定められているが、委員会の見解では、遅延は二、三日(“a few days”)を超えてはならない」とされている⁽⁷¹⁾。本件のように、最初の予審も三か月後、その後七年八月も裁判を受けることができなかったというのは、まさに論外ともいべき事例である。なお、本事件と同様の判断が次のスマート事件でも示された。

(9) スマート事件 (Smart case, No. 627/1995)⁽⁷²⁾

委員会は、第六三会期の一九九八年七月二九日に見解を採択し、本通報事例につき、規約第九条三項と第一四三三項(c)の違反認定を行った。通報者スマート(C. Smart)氏は、ポート・オブ・スペインの刑務所で死刑の執行を待っているトリニダード・トバゴ市民である。通報者は、規約第七条、第九条三項、第一〇条一項及び第一四三三項(c)の違反ならびに三項違反の犠牲者であると主張する⁽⁷³⁾。事件の概要と本案の内容は、以下の通りである。

(事件の概要と本案)

一九八八年六月二二日、通報者は殺人の罪で逮捕された。一九九二年二月一四日、スカールボロの巡回裁判所で起訴され、死刑判決を受けた。彼の控訴は、一九九四年一〇月二六日、控訴裁判所で却けられた。一九九五年一月一日、枢密院司法委員会は彼の飛躍上告を棄却した。

締約国は、一九八八年六月二二日の通報者の逮捕から、一九九〇年九月に裁判が開始されるまでの間、二年以上が経過していることを認めた。この遅延自体は、第九条三項及び第一四三三項(c)の違反である。通報者はさらに、裁判所に提出すべき控訴理由について、弁護人が通報者の指示に従わなかったことを理由に、第一四三三項(b)の違反があったと主張した。しかし、提出された資料からは、その控訴理由を弁護人が採用しなかったことが、弁護人の専門家としての判断以外に基づくものだということは立証されていない。弁護人の態度が恣意的又は正義の利益に反するものだと証拠はない。かかる状況において、規約第一四三三項(b)の違反は存在しない。委員会は、提出された事実から、規約第九条三項と第一四三三項(c)の違反があったと判断する。

規約第二三三項(a)に基づいて、締約国は、通報者に減刑、賠償を含む効果的な救済を与える義務を有する。さらに、同様の違反が将来生じな

いように確保する義務を負う。委員会は、九〇日以内に委員会の見解を実施するためにとられた措置に関する情報を締約国から受け取ることを希望する、と勧告した。⁽⁷⁴⁾

エラヒー事件と同様、逮捕から裁判開始まで二年を要した本事例が、規約第九条三項及び第一四条三項(c)の違反を構成することにつき、特段の説明は不要であろう。

以上、すべての事件を紹介できなかったが、トリニダード・トバゴは、その他の事件を含め、⁽⁷⁵⁾一九九八年までの時点で合計十一件の違反認定を受けた。しかし、同国からの委員会の見解に対する回答は、多くが未回答であったり、満足のゆく回答でないことから、委員会と同国との間でフォローアップ協議が継続中である。次に、この協議の内容を概観してみよう。

三 フォロワーアップ協議

こうした多くの違反認定事例をもつトリニダード・トバゴと委員会との間のフォローアップ協議は、第五六会期に初めて行われた。委員会の議長とフォローアップ特別報告者は、トリニダード・トバゴの国連代理大使と会談し、委員会が採択した四つの見解、すなわちピント事件、スーグリム事件、シャルト事件及びシーラタン事件の見解に対するフォローアップにつき話し合った。

この協議において、代理大使は、一九九五年末の新政権の発足により、人権問題に対する新しくかつより積極的なアプローチが期待できると述べた。特別報告者は、先の四つの事例、とりわけピント事件に対する委員会の勧告を実施するためにとられた特別措置について質問した。特別報告者は、これまでトリニダード・トバゴが委員会の勧告を遵守していない点に留意し、同国へフォローアップに関する特使を派遣する可能性を示唆した。

これに対し、代理大使は、事実調査のための特使派遣の可能性を検討することに同意し、最近政府内に生じた変化を考えれば、それは有効な選択肢だと回答した。代理大使はさらに、シーラタン事件に対する委員会の勧告は、すでにトリニダード・トバゴ恩赦諮問委員会に送付された

ことを明らかにした。一九九六年六月二一日付の口上書で、本国政府は、委員会に対して、近々開催される恩赦諮問委員会でシャルト事件の委員会の勧告について検討することを明らかにした。⁷⁶⁾

ところが、こうした積極的姿勢は必ずしも他の事件では堅持されなかった。先に紹介したネブチューン事件で、委員会は、トリニダード・トバゴ政府に対して、通報者の抑留状況を改善するために早急な措置を講ずるべきだとの勧告を行ったが、これに対する一九九七年一月一五日付のトリニダード・トバゴの文書は、委員会を失望させるに十分であった。その文書で、本国は、抑留状況の改善の要求は刑務所所長への注意に向けられるべきものだと言った。さらに、一九九七年二月六日付の文書で、本国は、刑務所所長は、通報者の委員会への苦情申立は「まったくの誇張で」、通報者の抑留条件は規約第一〇条と両立するものだと考えていることを明らかにした。トリニダード・トバゴによるこの文書は、委員会の事実認定に実質上異議を唱えているのに等しく、通報が委員会により検討されている際に本来取り上げられるべき性質のものであった。委員会のこうした意見は、第五九会期でのフォローアップに関する協議で、本国代表に伝えられた。

一九九七年四月七日、フォローアップ特別報告者はトリニダード・トバゴの国連代理大使と再び会談し、委員会が採択したいくつかの見解で示された勧告を本国が実施していない問題を話し合った。一九九六年三月に行われた同様の協議の際、代理大使は、深刻な人権問題は外務省の管轄にあり、同省が国際的義務への対応が遅れたことを説明すると指摘していた。また、救済措置として、ロンドンに本拠を置く法律事務所が、最近、選択議定書に基づき現在係争中の事例に関して同国の主張を準備するよう委託されたことも明らかにした。

驚いたことに、代理大使は、ピント事件、スーグリム事件、シャルト事件及びシーラタン事件での委員会の見解に対する同国のフォローアップについて、直接何も知らなかった。この席上、委員会は、本国が、委員会の事実認定に基本的に異議を唱えたネブチューン事件に対する同国の回答に、遺憾の意を表明した。これに対し、代理大使は、特別報告者の懸念を本国政府に伝えると約束し、フォローアップに対する回答を第六〇会期に間に合うべく提出することに同意した。⁷⁷⁾

一九九七年一月二二日、委員会のシャネ (C. Chané) 委員長、フォローアップ制度の特別報告者であるバグワティ (P. H. N. Bhagwati) 委員及び新たな通報に関する特別報告者であるポカール (E. Pocar) 委員は、見解のフォローアップを協議するためにトリニダード・トバゴのジュネーブ国連代表部大使と会談した。同国連大使は、シャルト事件に関して、本国が最近回答を送付し、その中で通報者が大統領恩赦によって釈放されたことを委員会に伝えたと発言したが、この回答は事務局に届いていなかった。そこで、この回答の写しが手渡された。会談の最後

で、トリニダード・トバゴへの特使の正式な要請が、同国代表に行われることで合意がなされた。

さらに、一九九七年一月二七日付の文書で、トリニダード・トバゴは、ピント事件に関する情報を提供した。同国は、彼の姿勢が釈放の妨げとなったとの更生福祉関係の官吏の報告に基づいて、恩赦諮問委員会はピント氏に即時釈放を勧告しなかったと委員会に伝えた。刑務所所長は、二〇〇〇年一月三日にピント氏の事件の再審を行うことを勧告した。

また、同日付の文書で、トリニダード・トバゴは、シーラタン事件に関する情報を提供した。それによると、シーラタン氏の事件は、恩赦について大統領に進言することができる治安担当大臣に送付されているとのことである。治安担当大臣は、恩赦諮問委員会とこの問題を協議したが、すでに同委員会は、自由権規約委員会からの勧告、刑務所所長と保護監察官による心理鑑定と報告書を入力していた。十分な討議の結果、治安担当大臣は、現時点で恩赦を認めるべきとの勧告を行うことができなかった。刑務所規則に基づいて、シーラタン氏に対する死刑判決については、一九九八年一月にもう一度再審理の予定であることが伝えられた。

加えて、一九九八年一月一四日付の文書で、トリニダード・トバゴは、ネプチューン事件に関する委員会の見解に対するフォローアップについての情報を提供した。それによれば、ネプチューン氏を速やかに釈放せよとの委員会の勧告に従って、彼の案件はすでに治安担当大臣に送付されているとのことである。治安担当大臣は、恩赦諮問委員会と協議する予定であるが、同委員会には、自由権規約委員会からの勧告、刑務所所長と保護監察官による心理鑑定と報告書が送付される予定であることが明らかにされた。ところが、同国は、ネプチューン氏の抑留状況の改善について、ネプチューン氏の主張には誇張があるとした。同国によれば、刑務所所長は、委員会が留意した特定の苦情につき調査し、妥当な基準が満たされていることに満足したというのである。

さらに、第九条三項、第一〇条一項、第一四条三項(c)及び五項違反が二度と起こらないように、何らかの措置をとるという点について、トリニダード・トバゴは規約上の義務を履行するために必要とあれば、法律や手続を改めると約束した。これについて、同国は、公判前の手続に遅延がないようにするため、司法組織に追加的なの資源を割り当てたことを説明した。つまり、治安判事のポストを新たに一二増やし、高等裁判所に四人の陪席裁判官を増員したというのである。また、保釈が認められず、被告が身柄を拘束されたまま裁判を待つ場合に、手続の遅延が生じないように裁判運営担当班(case management unit)を創設したことも明らかにした。また、法律の改正が行われ、新たな立法が制定されつつあることも明らかにした。上告審での審理の遅れについては、同国は、ブラット及びモルガン対ジャマイカ事件での枢密院司法委員会判決

に従って、さらに三人の上告審の裁判官を任命したことを報告した。迅速な上告審のために、裁判所記録がスピーディに準備できるようにコンピュータによる文書化を行う課が設置されたことも同時に明らかにした。このような措置がとられた結果、残っていた問題はクリアされた。抑留状況については、トリニダード・トバゴは、恩赦を与えたり、長期刑に服している服役囚の刑を減刑したり見直したりすることで、過密となった刑務所の状況を改善するための措置がとられたことを併せて報告した。新しい厳戒刑務所の定員は、推定二一〇〇名で建設されたことも明らかにされた。⁽⁷⁸⁾

本小論の執筆段階での、委員会とトリニダード・トバゴのフォローアップ協議のやりとりは以上のとおりである。特定国とのこうしたやりとりを見ても、見解のフォローアップに対する自由権規約委員会の熱意が伝わってくる。また、こうした協議を通じて、不十分かもしれないが、トリニダード・トバゴにおいて人権状況の改善に役立つ施策が一部採用されていることもたしかである。しかし、それがすぐに満足のゆく効果をあげうるかどうかは楽観できない状況にある。最後に、この点について検討してみよう。

四 おわりに

これまでの通報事例の紹介で明らかのように、トリニダード・トバゴは、自らの管轄下にある個人の通報事例に対して、議定書第四条二項が要求する、規約違反について誠実に調査し委員会に入手可能な情報を提供するという義務を果たそうとしてみなかつた。その結果、委員会の判例に拠って、通報者の主張が立証されるかぎり、通報者の主張に相当な考慮が払われることとなり、結果的に違反認定がますます増えるという悪循環に陥ってしまった。さらに、委員会の見解に対する九〇日以内の情報提供についても、誠実に対応しない態度が、フォローアップ協議を必要とする状況を生み出してきた。その意味で、両者の間には、信頼関係を構築しづらい要素がたぶん存在していた。

実際、同国の死刑囚をめぐる個人通報事例の中で、両者の信頼関係を損なうような事態が過去に生じている。それが、アシビー事件である。⁽⁷⁹⁾ 本個人通報事例で、トリニダード・トバゴは、委員会による通報者たる死刑囚の死刑執行の停止を求める仮保全措置の要請を無視し、一九九四年七月一四日に死刑執行を強行した経験をもつ。⁽⁸⁰⁾ 委員会は、第三六会期の一九八九年七月二六日に採択された手続規則八六に基づき、回復不可能な損害を回避するために仮保全措置を要請できるとなっている。佐藤(文)教授の指摘にあるように、本事件は、死刑囚に対するそうした仮保

全措置が無視された初めての事例である。委員会は、規則八六に基づく委員会の要請に従わなかった理由を説明するようトリニダード・トバゴに求めたが、同国からは何の説明も得られなかった。そこで委員会は、一九九四年七月二六日に開催された公開の会合で、この問題に関する次のような公式の決定を行った。⁽⁸¹⁾

「1 委員会の手続規則八六に従った委員会による仮保全措置の要請に締約国の当局が従わなかったことに憤りを表明し（一部省略）、
2 締約国は、選択議定書を批准することにより、その手続の下で委員会と協力することを約束したことを想起し、そして締約国が選択議定書及び規約の双方の義務に従わなかったことを強調し、

3・4（省略）

5 締約国が、自ら利用できるすべての手段によって、アシビー氏をめぐる事態と類似の事態が生じないよう確保することを強く要求し、とりわけゲレロ及びウォレン対トリニダード・トバゴ事件⁽⁸²⁾、並びに委員会に係属する類似の性質の他の事件で規則八六を遵守するよう要求⁽⁸³⁾したのである。

しかし、トリニダード・トバゴからは委員会の期待したような対応を得ることができなかった。たしかに、その後の事件で、死刑囚の処刑の中止という結果はもたらされたものの、トリニダード・トバゴは、委員会の仮保全措置に従うというのではなく、国内裁判所である控訴裁判所の処刑停止命令に従うという立場を採用したのであり、根本的な問題は解決されていない。例えば、ブロック事件では、最終的に通報は不受理となったが、トリニダード・トバゴは、仮保全措置の段階で自らが通報は不受理と考えるがゆえに、委員会の仮保全措置に従わず、国内の高等裁判所の執行の一時停止命令に従うという態度をとった。これに対して、委員会は、「通報が受理可能であるかどうかを決定するのは委員会であって、締約国ではない。委員会は、締約国に将来は通報の委員会審査に十分協力するよう要請⁽⁸⁴⁾」した経緯がある。その意味で、委員会とトリニダード・トバゴの間には、見解や仮保全措置の実施をめぐる依然として意見の対立があるわけで、議定書脱退以前に違反認定されたその後の事例も含めて、その実施状況を見守る必要がある。⁽⁸⁵⁾

幸い、先に紹介したようにフォロニアップ情報は国家報告書審査の際にも、報告書の中に盛り込む情報とされ、含まれていない場合は、「質問票」にその質問を加えるとの体制が構築されており、議定書の脱退がフォロニアップの途を閉ざすわけではない。委員会は、この規約第四〇条の国家報告書審査で培ってきた粘り強い「建設的対話」の能力を生かして、国家報告書審査の場のみならず、個別のフォロニアップ協議の場

でも、トリニダード・トバゴに説得を試みるであろうと期待できる。本小論で取り上げた個人通報事例に示されているように、同国の人権状況は決して楽観を許すものではないが、そうした状況にあるからこそ、「対決」ではなく「対話」を基調とする委員会が相応の役割を果たすものと期待できる。安藤委員が指摘するように、委員会の見解には厳密な意味では法的拘束力はなく、委員会の見解で示された勧告をどのように活かすかは締約国の裁量にかかっている。⁸⁶ フォローアップ協議が委員会の勧告を活かす途を開き、議定書の前文が定める「規約の目的並びに、その規定の実施をよりよく達成する」ことに貢献できるかどうか、今、試されようとしている。

- (1) 第一選択議定書は、自由権規約本体とは異なり、その第二条で「いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長が通告を受領した日の後三箇月で効力を生ずる」(一項)と規定し、脱退そのものを禁じてはいない。田畑茂二郎・竹本正幸・松井芳郎・薬師寺公夫「国際人権条約・宣言集(第二版)」(東信堂、一九九四年)二八頁。
- (2) 本稿がその分析対象とする事例は、一九九八年までに違反認定されたPinto事件(232/1987 and 512/1992)・Soogrim事件(362/1989)・Shalton事件(447/1991)・Seerattan事件(434/1990)・Nepune事件(523/1992)・Elahie事件(533/1993)・LaVende事件(544/1993)・Matthews事件(569/1993)・Smart事件(672/1995)・Phillip事件(594/1992)及びHenry事件(752/1997)である。その他にBarry事件(471/1991)・R.M.事件(476/1991)・V.B.事件(485/1991)・Holder事件(515/1992)・Bullock事件(533/1993)・Guerra and Wallen事件(575-576/1994)があり、必ずしも網羅的なものではない。
- (3) Kennedy v. Trinidad and Tobago (845/1999), para. 41, *Human Rights Law Journal* Vol. 21, No. 1-3, pp. 18-23.
- (4) 本事件の詳細については、薬師寺公夫「自由権規約選択議定書に付した留保の効果——規約人権委員会ロウル・ケネディー事件見解——」『立命館法学』第一七一・二七二号下巻参照。
- (5) フォローアップ手続に対する各国の対応については、cf. P. R. Ghandhi, *The Human Rights Committee and the Rights of Individual Communications*, Ashgate, 1998, pp. 400-405.
- (6) *Annual Report of the Committee to the General Assembly* (A/56/40), vol. I, chap. V, para. 175.
- (7) *Annual Report of the Committee to the General Assembly* (A/45/40), paras. 632-634.
- (8) Cf. *Ibid.*, Annex XI.
- (9) *Ibid.*, para. 635.
- (10) 佐藤文夫「自由権規約個人通報制度の現状と若干の評価」『国際法外交雑誌』第九八巻一・二号、八〇—八二頁。
- (11) A/CONF. 57/TBB/3 (A/46/40, Vol. I, annex X-B), paras. 5-6. なお訳文は、佐藤(文)教授の訳に拠った。佐藤、同上、八一—八二頁。佐藤(文)教授は、こうしたフォローアップ活動の権限を、通報審査任務の目的達成に不可欠な委員会の黙示的権限論で捉えている。

- (12) *Annual Report (A/50/40)*, chap. IX, paras. 544-565. 第五四会期の時点で、委員会は二〇八の見解を採択し、そのうち一五四の事例につき違反認定を行っていた。フォローアップ特別報告者も、一九九三年三月からマプロマトイス (A. Mavromatis) 委員に交代していた。そして、八一の見解につきフォローアップ情報を受領したものの、六四の見解については未だ回答なしの状況であった。ただし、そのうち五件については回答期限が到来していなかった。
- (13) *Ibid.*, para. 563.
- (14) *Annual Report of the Committee to the General Assembly (A/56/40)*, vol. I, chap. V, paras. 177-179.
- (15) Daniel Pinto v. Trinidad and Tobago (A/45/40).
- (16) *Ibid.*, para. 1.
- (17) 規則八六は、「委員会は、関係締約国に対して通報に関するその最終的意見を送付する前に、権利が侵害されたと主張する者に対する回復不可能な損害を回避するために仮措置が望ましいかどうかについての委員会の意見を当該国に通知することができる。この場合、委員会は、関係締約国に対して、仮措置に関する委員会の意見の表明は通報の本案に関する決定を意味するものでないことを通知する」と規定している。田畑・竹本・松井・薬師寺、「前掲書」三四五頁。
- (18) 規則九一は、「委員会又は規則八九の一に基づいて設置された作業部会又は規則八九の三に基づいて任命された特別報告者は、関係締約国又は通報者に対して、通報の受理可能性の問題に関する追加の書面による情報若しくは見解を提出するよう要請することができる。不当な遅延を避けるために、この情報又は見解の提出のための期限を指定するものとする」(一項)と規定している。同上、三四六頁。
- (19) トリニダード・トバゴやジャマイカなど英国の植民地から独立したカリブ海諸国では、自国の最高裁判所の判断を仰いだ後、不満が残る場合に英国枢密院司法委員会に提訴する道が開かれている。実際、死刑判決を受けた者は、一方で枢密院に提訴しながら、他方で自由権規約委員会に通報することが多い。そこで、委員会としては、枢密院の提訴が国内救済措置に含まれるかどうかを検討することを迫られた。委員会は、O. W. v. Jamaica 事件 (No. 227/1987) で、「枢密院司法委員会への提訴は、自由権規約選択議定書にいう国内的救済措置に含まれる」との判断を示した。この問題については、安藤仁介「B規約人権委員会の個人通報審査」『法学論叢』第二二八巻四・五・六号、九一九二頁参照。
- (20) *Ibid.*, paras. 21-8.
- (21) *Ibid.*, paras. 91-94.
- (22) 本一般的意見の内容については、佐藤文夫「規約人権委員会の一般的意見」『成城法学』第二八号、一八二—一八四頁参照。
- (23) Daniel Pinto v. Trinidad and Tobago (A/45/40), paras. 10-14. *Annual Report of the Committee to the General Assembly-Fourteenth report*, pp. 405-407.
- (24) *Ibid.*, Appendix, p. 407.
- (25) 例え²⁴ 同様の事例として、R. Espionaza de Polay v. Peru (No. 577/1994) がある。
- (26) Balkissoun Soogrim v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/47/D/362/1989.
- (27) *Ibid.*, para. 1.

- (28) *Ibid.*, paras. 2.1-3.4.
- (29) *Ibid.*, paras. 4-9.
- (30) Leroy Shalto v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/53/D/447/1991.
- (31) *Ibid.*, para. 1.
- (32) *Ibid.*, paras. 2.1-5.
- (33) *Ibid.*, para. 6.
- (34) *Ibid.*, paras. 7.1-9.
- (35) G. S. v. Jamaica (No. 369/1989), para. 3.2. Cf. S. Joseph, J. Schultz, and M. Castan, *The International Covenant on Civil and Political Rights—Cases, Materials, and Commentary*, Oxford, 2000, pp. 297-298.
- (36) Lal Seerattan v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/55/D/434/1990.
- (37) *Ibid.*, para. 1.
- (38) 英国枢密院司法委員会は、本事件で、死刑判決後の死刑待ち現象を検討した結果、遅延の期間はすでに約一四年に達しようとしており、この期間はヨーロッパ人権裁判所がヨーロッパ人権条約第三条違反とみなす期間の二倍の期間であり、現在に至っての死刑はジャマイカ憲法第一七条一項の違反を構成する非人道的な処罰であるとして、終身刑に減刑することを勧告した。Pratt and Morgan v. the Attorney General for Jamaica et al., *Human Rights Law Journal*, Vol. 14, No. 9-10, pp. 345-346. 詳しくは、薬師寺、「前掲論文」一六〇八—一六〇九頁参照。
- (39) Seerattan, CCPR/C/55/D/434/1990, paras. 2.1-3.3.
- (40) *Ibid.*, paras. 4-5.5.
- (41) *Ibid.*, paras. 6-10.
- (42) Human Rights Committee, General Comment 13, para. 10. 佐藤(文)、「前掲論文」(注(22))、一九七—一九八頁参照。
- (43) Wolf v. Panama (No. 289/1988).
- (44) Joseph, Schultz, and Castan, *op. cit.*, pp. 312-313.
- (45) Clyde Neptune v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/57/D/523/1992.
- (46) *Ibid.*, paras. 1-3.4.
- (47) *Ibid.*, paras. 4.1-5.
- (48) *Ibid.*, paras. 6-12.
- (49) 同様の考えを示した「*Pratt and Morgan v. the Attorney General for Jamaica et al.*」cf. Dave Marais Jr. v. Madagascar (No. 49/1979).
- (50) Pratt and Morgan, *op. cit.*, p. 346.
- (51) 薬師寺、「前掲論文」一六〇八—一六〇九頁及び一六一九頁参照。

- (52) Ramecharan Bickaroo v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/61/D/555/1993.
- (53) Errol Johnson v. Jamaica (No. 566/1994), paras. 8.1-8.6.
- (54) Bickaroo, *ibid.*, paras. 1-7.
- (55) 賛成した委員は、以下の五名である。P. H. N. Bhagwati, C. Chanet, P. G. de Pombo, J. P. Vallejio 及び M. Yalden 委員である。
- (56) *Ibid.*, Appendix.
- (57) 葉師寺「前掲論文」一六一九頁。
- (58) Robinson La Verde v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/61/D/554/1993.
- (59) *Ibid.*, para. 1.
- (60) *Ibid.*, paras. 2.1-3.2.
- (61) *Ibid.*, paras. 4.1-4.5.
- (62) *Ibid.*, paras. 5.1-7.
- (63) 今回、Bhagwati 委員、Chanet 委員、de Pombo 委員及び Prado Vallejo 委員の四名がこれに賛同した。
- (64) Pennant v. Jamaica (No. 647/1997), para. 8.6. Cf. Joseph, Schultz, and Castan, *op. cit.*, pp. 159-160.
- (65) 第一四条三項(c)の法的扶助はもはや刑事手続に適用されるが、カーリー事件 (Currie v. Jamaica (No. 377/1989)) で、委員会は、第一四条一項が個人に
 与える種の民事手続における法的扶助を受ける権利を与えると認定した。*Ibid.*, p. 322.
- (66) Harold Elahie v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/60/D/533/1993.
- (67) *Ibid.*, paras. 1-3.2.
- (68) *Ibid.*, paras. 4-6.
- (69) *Ibid.*, paras. 8.1-11.
- (70) Joseph, Schultz, and Castan, *op. cit.*, p. 222.
- (71) Human Rights Committee, General Comment 8, para. 2.
- (72) Clive Smart v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/63/D/672/1995.
- (73) *Ibid.*, para. 1.
- (74) *Ibid.*, paras. 2.1-13.
- (75) 例えば、収監中の刑務所の抑留状態が規約第一〇条一項の違反にあたることされたマシューズ事件 (No. 569/1993) などがあげられる。Cf. Patterson Matthews
 v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/62/D/569/1993.
- (76) A/51/40, para. 452.
- (77) A/52/40, paras. 550-552.

- (78) A/53/40, paras. 502-506.
- (79) *Glen Ashby v. Trinidad and Tobago* (No. 580/1994). Cf. Chandhi, *op. cit.*, p. 59.
- (80) 佐藤(文)「前掲論文」(注10)・七八頁参照。
- (81) A/49/40, Vol. I, para. 411.
- (82) *Lincoln Guerra and Brian Wallen v. Trinidad and Tobago* (No. 575-576/1994), CCPR/C/53/D/575-576/1994.
- (83) A/49/40, Vol. I, para. 411.
- (84) *Bullock v. Trinidad and Tobago* (No. 553/1993), CCPR/C/54/D/553/1993, para. 72.
- (85) 例えは、*Sandy Sextus v. Trinidad and Tobago* (No. 818/1998), CCPR/C/72/D/818/1998, *Boodlal Sooklal v. Trinidad and Tobago* (No. 928/2000), CCPR/C/73/D/928/2000 などである。
- (86) 安藤仁介「国際人権保障の展開と問題点」『国際法外交雑誌』第九八卷一・二号、二九頁。